

# 令和8年度固定資産税について

日頃より檜葉町の税務行政につきまして、特段のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本町における固定資産税（土地・家屋・償却資産）について、同封しました納付書で納付をお願いします。

※口座振替の方は、**納税通知書のみ**を送付させていただきます。

## ●納付方法について

令和6年度より銀行・コンビニ・郵便局・地方税統一QRコード（以下「**eL-QRコード**」という）用納付書のみとなります。令和5年度まで一部の納税義務者様へ同封されていた郵便局用納付書は、eL-QRコードを利用した納付が可能となったため、移行期間1年を経て**廃止**となりました。

### ◎納付書

#### 【納付先】

- ・檜葉町役場 出納室
- ・金融機関
- ・コンビニ
- ・郵便局
- （eL-QRコード対応のみ）
- ・eL-QRコード

○納付書裏面に記載されている金融機関並びにeL-QRコード対応金融機関等※<sup>1</sup>でeL-QRコードを利用した納付は手数料が無料です。

○バーコードがある納付書※<sup>2</sup>（第1期～第4期分）のみ納付書裏面に記載のあるコンビニエンスストアで納付することができます。

○全期前納※<sup>3</sup>については、金融機関等の窓口・コンビニエンスストアでの納付が可能となります。

○令和5年4月1日よりeL-QRコードを利用した地方税お支払いサイト※<sup>4</sup>並びにスマートフォン決済アプリによる納付が可能となりました。

※<sup>1</sup> eL-QRコードに対応した金融機関は以下のサイトでご確認下さい。

URL : <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/>

QRコード :



※<sup>2</sup> 期別の納付書は第1期～第4期の4枚です。バーコードが付いており、それぞれに納期限が設定されています。ただし、期別の税額が30万円を超える場合は、コンビニ利用バーコードが付きませんので金融機関等の窓口で納付をお願いします。

※<sup>3</sup> 全期前納の納付書は1枚で、税額から前納報奨金を差引いた金額で一括納付となります。**金融機関等で令和8年6月1日までに納付をお願い致します。**

※<sup>4</sup> 地方税お支払いサイトとは、ご自宅や事業所に届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使いスマートフォンやパソコンで地方税を納付することができるサイトです。詳しくは地方税お支払いサイト（下記URL・QRコード）でご確認ください。

URL : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

QRコード :



【各期別ごとの納期限やお問い合わせ先等は裏面へ】

## ●固定資産税納期限について

期別	納期限
第1期（全期）	令和8年 6月 1日（月）
第2期	令和8年 7月31日（金）
第3期	令和8年 9月30日（水）
第4期	令和8年11月30日（月）

※口座引落の方は納期限日に口座から引き落としされます。

## ●固定資産税の注意点とお知らせ

業務円滑化のためご協力ください

①固定資産税は、1月1日現在土地・家屋・償却資産の所有者として1月1日現在、当町の課税台帳へ登録されている方に対し課税されるものです。

②完納後の利用しない納付書は「二重納付を防ぐため」破棄をお願いいたします。

③口座振替を推奨しております。希望される方は依頼書を送付いたしますので、町民税務課へご連絡ください。

④口座振替を選択された方で納付書が同封されていた場合は振替依頼の確認が必要となりますので、町民税務課へご連絡ください。

⑤お引越し等で住所等が変更になった方は、変更の手続きを行いますので、納税通知書を準備の上、町民税務課へご連絡ください。

⑥令和8年度で前納報奨金制度が終了いたします。令和9年度以降、引き続き全期前納で納付することができますが、前納報奨金の対象とはなりませんのでご了承ください。